

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 6 議案第 2 号 遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8 号 遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 号 遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 5 号 遠軽町税条例等の一部改正について
- 日程第 11 議案第 6 号 遠軽町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 7 号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正
について
- 日程第 13 議案第 9 号 指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 10 号 平成 23 年度遠軽町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 平成 23 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 4
号）
- 日程第 16 一般質問
- 日程第 17 議案第 3 号 遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定について（総務・文
（付託案件） 教常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 18 議案第 4 号 遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
（付託案件） 関する条例の一部改正について（総務・文教常任委員会審
査報告、会期中審査）
- 日程第 19 議案第 7 号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正
（付託案件） について（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 20 意見案第 1 号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書
- 日程第 21 意見案第 2 号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

平成23年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成23年12月13日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5 議案第 1号 表彰について
日程第 6 議案第 2号 遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について
日程第 7 議案第 8号 遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正について
日程第 8 議案第 3号 遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定について
日程第 9 議案第 4号 遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第 5号 遠軽町税条例等の一部改正について
日程第11 議案第 6号 遠軽町都市計画税条例の一部改正について
日程第12 議案第 7号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について
日程第13 議案第 9号 指定管理者の指定について
日程第14 議案第10号 平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）
日程第15 議案第11号 平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第16 一般質問
-

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	4番	林照雄君	5番	黒坂貴行君
	6番	松田良一君	7番	岩上孝義君
	8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君

《平成23年12月13日》

10番	杉本信一君	11番	山谷敬二君
12番	高橋眞千子君	13番	荒井範明君
14番	阿部君枝君	15番	奥田稔君
16番	高橋義詔君		

◎欠席議員（1名）

3番 清野嘉之君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 会長職務代理者	新国純一君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
民生部参与	石川弘美君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
農政林務課長	安藤清貴君	商工観光課長	大河原忠宏君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課長	岸野博美君	会計管理者	松本妙子君
生田原総合支所長	岡村宏君	丸瀬布総合支所長	工藤敏広君
白滝総合支所長	池田博利君	白滝総合支所産業課長	加藤雅史君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
教育部次長	藤江敏博君	社会教育課長	中村哲男君
社会体育課長	工藤重雄君	図書館長	佐川哲史君
総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	吉田博之君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	吉田博之君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

《平成23年12月13日》

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成23年第6回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

なお、清野議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、新国農業委員会会長職務代理者であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成23年度例月出納検査及び財政支援団体等に対する監査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第16までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、林議員、奥田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○10番（杉本信一君）　－登壇－

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成23年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月8日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月15日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月14日午後5時までに事務局へ提出されるよう、お願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君）　お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月15日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3　町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君）　日程第3　町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）　－登壇－

平成23年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第5回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

まず、遠軽町清掃センターごみ焼却施設の整備についてであります。精密機能検査報告書の結果を踏まえ、関係3町で検討、協議を進めた結果、建てかえにより施設を更新することといたしました。

また、用地については、現在の焼却施設と最終処分場との間に造成可能な用地を確保できることから、この用地に建設する方向で進めたいと考えております。

今後、事業実施に向け、補助制度が活用できるよう関係機関と協議を進めるため、基本構想等作成に係る経費について補正予算を提出させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

次に、9月2日の大雨により被害を受けました白滝発電所についてであります。施設の水没により、水車、発電機、発電基盤、自動制御盤等に被害を受けたため、現在、休止をしております。

また、被害を受けた取水施設のえん堤天端箇所については、来春の融雪増水等により決壊のおそれがあるため、復旧工事に係る経費について補正予算を提出させていただいたところあります。

《平成23年12月13日》

なお、休止中の発電施設につきましては、北海道企業局等の助言を受けながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、遠軽農林水産物直売・食材供給施設の指定管理についてであります。現施設は、指定管理者による管理運営を行っており、指定期間が平成24年3月31日で満了となるため、町内に本店がある法人を対象に、11月1日から11月21日まで指定管理者の公募を行いました。

その結果、応募がありませんでしたので、12月7日から12月28日の期間で、前回同様の条件により再度公募を行っているところであります。

次に、自衛隊等の協力によるエゾシカ捕獲事業についてであります。この事業は、自衛隊のヘリコプターによる偵察やスノーモービル等の特殊車両による捕獲個体の運搬並びに北海道森林管理局による道路の除雪などの協力により、短期間で大量のエゾシカ捕獲を目的としたもので、本年2月に釧路管内白糠町において全国で初めて行われたものであります。

本町といたしましても、エゾシカによる農業被害が深刻なことを踏まえ、事業の実施を要望しておりましたが、事業が採択されたことから、来年3月の実施を予定しているものであります。

なお、具体的な日程や実施方法等については、今後、猟友会、道、自衛隊、北海道森林管理局等の関係機関と協議してまいりたいと考えておりますが、この事業に係る経費について補正予算を提出させていただいたところであります。

次に、友好都市災害復興見舞金についてであります。11月30日に茨城県笠間市、12月1日に和歌山県田辺市を訪問し、災害復興見舞金をお渡しし、改めてお見舞いを申し上げてきたところであります。

災害復旧に取り組まれている両市の一日も早い復旧、復興を願うところであります。

次に、本議会に提案いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員であります稲山進氏及び大屋吉美氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号表彰につきましては、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定につきましては、遠軽町白滝ジオパーク交流センターを設置するため、条例を制定するものであります。

議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定につきましては、スポーツ基本法の施行に伴い、条例を制定するものであります。

議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、スポーツ基本法の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

《平成23年12月13日》

議案第5号遠軽町税条例等の一部改正につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、条例を定めるものであります。

議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正につきましては、所得税法及び地方税法の一部改正による保育所徴収金（保育料）に与える影響を生じさせないようにするため、条例を定めるものであります。

議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正につきましては、遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例との整合を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）の主なものについて御説明いたします。

歳出につきましては、白滝発電所えん堤補修工事、農業委員会委員選挙に係る執行精査、療養給付費負担金額確定による後期高齢者医療広域連合負担金、障害者介護給付費・訓練等給付費、生田原診療所の運営費確定による補助金、学田地区農地保全対策工事、自衛隊等の協力によるエゾシカ捕獲事業に係る経費、平成24年度建設予定公営住宅性能評価手数料、東日本学校吹奏楽大会及び全日本小学校バンドフェスティバル出場に伴う学校行事負担金、上支湧別幹線更生橋災害復旧工事等に係る経費を計上したところであります。

また、遠軽町・湧別町・佐呂間町広域一般廃棄物処理施設基本構想等作成業務委託料、指定管理者制度による社会体育施設管理費用について、債務負担行為の補正を計上したところであります。

歳入については、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、寄附金、町債等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものであります。

議案第11号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、保険財政共同安定化事業医療費拠出金追加、国民健康保険療養給付費等負担金の確定に伴う返還金に係る経費等を計上したところであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要であります。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員稲山進氏及び大屋吉美氏が平成24年3月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町岩見通北4丁目2番地30、氏名、稲山進、生年月日、昭和22年3月9日であります。

もう一方は、住所、遠軽町西町3丁目5番地110、氏名、岩田ふじ子、生年月日、昭和32年1月1日であります。

稲山進氏及び岩田ふじ子氏両名は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町福路1丁目4番地1、竹内徳治様から、奨学資金貸付資金といたしまして50万円、神奈川県川

《平成23年12月13日》

崎市中原区新城4丁目15番5、諏佐好則様から、まちづくり振興資金といたしまして100万円の御寄附をいただいたものであります。

以上2件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号及び日程第7 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について、日程第7 議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

佐藤総務部参与。

○総務部参与（佐藤 優君） 議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について御説明いたします。

この条例は、遠軽町白滝ジオパーク交流センターを設置するため、制定するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例。

第1条は、設置に関する規定でありまして、地域資源を保全しながら、教育や観光資源に活用し、地域発展に寄与するため、遠軽町白滝ジオパーク交流センターを設置するものです。

第2条は、名称及び位置に関する規定でありまして、名称を遠軽町白滝ジオパーク交流センター、位置を遠軽町白滝138番地1とするものです。

第3条は、職員に関する規定であります。

第4条は、事業に関する規定でありまして、エコツーリズムなどを事業として行うものです。

第5条は、休館日に関する規定でありまして、第1項では、センターの休館日を定め、また、休館日を設けない期間を規定するものです。第2項では、休館日の変更及び臨時休

《平成23年12月13日》

館日が必要となった場合に設けることができる旨を規定するものです。

第6条は、開館時間に関する規定でありまして、センターの開館時間を定め、また、開館時間を変更する旨を規定するものです。

第7条は、入館の制限に関する規定でありまして、センターの入館の禁止及び退館を命ずることができる旨を規定するものです。

次のページをごらんください。

第8条は、損害賠償に関する規定でありまして、センターの資料や施設を著しく汚損、損傷したなどした場合の損害賠償を定め、また、理由により損害賠償の必要がない旨を規定するものです。

第9条は、規則への委任規定であります。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

参考資料として、遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例施行規則を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 中村社会教育課長。

○社会教育課長（中村哲男君） 議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正について御説明をいたします。

遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例との整合を図るため、別紙のとおり、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例。

遠軽町埋蔵文化財センター条例（平成22年遠軽町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明をいたします。

第5条第1項ただし書きを「ただし、5月1日から10月31日までの期間は、休館日を設けないものとする。」に改め、同条第2項中「6月1日から9月30日までの期間については、休館日を設けない。」を「教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。」に改めるものです。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定についての質疑を行います。

《平成23年12月13日》

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 白滝ジオパーク交流センター条例について1点だけお尋ねしたいと思いますが、別紙のところ、第4条の事業というところにエコツーリズムがありますけれども、今抱えているメニュー、具体的なものがあれば、一つ二つ御紹介いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐藤総務部参与。

○総務部参与（佐藤 優君） 今、具体的なものというのと、赤石山とか、そういうところの見学旅行をやっております。そういうものを持続していきたいと思っています。それからまた、これから旅行会社等に呼びかけまして、そういうのを企画していきたいと思っています。今のところ、具体的にというのは特にありません。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について、議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われまので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の制定について、議案第8号遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正については、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第8 議案第3号及び日程第9 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定について、日程第9 議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

《平成23年12月13日》

工藤社会体育課長。

○社会体育課長（工藤重雄君） 議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定について御説明いたします。

スポーツ基本法の施行に伴い、遠軽町スポーツ推進審議会条例を制定するものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

この条例は、旧スポーツ振興法第18条第6項の条例への委任規定を受けて、スポーツ振興審議会に関し必要な事項について定められていたものであります。

今年8月24日にスポーツ振興法の全部改正が施行され、法律名もスポーツ基本法と改正されました。法律の委任に基づき制定されている条例等は、当該法律の一部をなすものとして、当該法律と同様に全部改正により整備が行われることとなっておりますので、本条例につきましても、一部改正ではなく全部改正により整備を行うものであります。

先に法律の主な改正点につきまして御説明をいたします。

大きくは文言で、「スポーツの振興」が「スポーツの推進」に、「スポーツ振興審議会」が「スポーツ推進審議会」に、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に改正されました。

また、改正後の法律では、改正前の法律に規定されていたものの中で、各自治体にゆだねられるため削られた規定があります。一つ目は、スポーツ振興計画を定める場合には審議会の意見を聞かなければならなかった規定であります。二つ目は、補助金を交付する場合には審議会の意見を聞かなければならなかった規定であります。三つ目は、スポーツの振興に関する重要事項に関して教育委員会に建議する規定であります。四つ目に、委員はスポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から教育委員会が任命するとした規定であります。これらの法律から削られた規定につきまして、改正条例に明文化するものであります。また、各条例との整合を図るため、一部文言の整理も行うものであります。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

第1条は、スポーツ基本法第31条を受けて審議会を設置する旨の趣旨規定であります。

第2条は、法律から削られた各自治体にゆだねられた規定を所掌事務として加えるものであります。

第3条は、法律から委員の任命規定が削られたことに伴い、委嘱を規定するものであります。

第4条の定数、第5条の任期、第6条の委員長及び副委員長、第7条の会議の招集、第8条の会議の成立等、第9条の庶務及び第10条の委任につきましては、現行条例を2条ずつ繰り下げ、条を移動したものであります。

附則第1項は、施行期日で、公布の日から施行する旨を規定するものであります。

《平成23年12月13日》

附則第2項は、経過措置で、改正前のスポーツ振興法の規定により審議会の委員であった者は、この条例の施行の日に、この条例に規定する委員として委嘱されたものである旨のみなし規定、及び委嘱したものとみなされる委員の任期は旧審議会の委員の残任期間とするものであります。

附則第3項は、附則第2項と同じ経過措置でありまして、改正前のスポーツ振興審議会の委員長または副委員長であった者は、この条例の施行の日に、この条例に規定する委員長または副委員長として選任されたものである旨のみなし規定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

スポーツ基本法の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表第1中、区分の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

《平成23年12月13日》

お諮りいたします。

議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定について、議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号遠軽町スポーツ推進審議会条例の制定について、議案第4号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第10 議案第5号及び日程第11 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第10 議案第5号遠軽町税条例等の一部改正について、日程第11 議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長(鈴木光男君) 議案第5号遠軽町税条例等の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正が平成23年6月30日に施行されたことに伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、別紙の6ページの次にあります遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

第1条による改正の1、町民税について御説明いたします。

アは、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の変更であります。現行3万円以下となっている過料を10万円以下の過料に引き上げるものであります。

なお、表中、右端の施行年月日欄には、それぞれ条項ごとに施行日を記載してありますので、御参照願います。

イは、寄附金税額控除について、新たに事業所の指定を行うものであります。特定非営利活動法人、一般的にはNPO法人と言いますが、同法人への寄附金を町が個別に事業所指定することにより、町民税の税額控除の対象とすることができるようになったのに伴い、町内にあります8NPO法人のうち指定の申し出がありました、「特定非営利活動法人ありがとう」、「過疎地有償運送生田原交通サポート」、「きたらしらたき」、「さわやか」の4法人を個人町民税の寄附金控除対象法人として指定するも

《平成23年12月13日》

のであります。対象となるのは、本年1月1日以後に寄附されたものが対象となります。

ウは、イで指定した特定非営利活動法人に対する寄附金の税額控除を受ける場合、申告書を町長に提出しなければならないとするものであります。

エは、規定の整備であります。

オと次の2ページのカは、現行3万円以下となっている過料を10万円以下の過料に引き上げるものであります。

次に、2、固定資産税について御説明いたします。

アは、地方税法の項変更に伴う規定の整備であります。

イとウは、不申告に対する過料を3万円以下から10万円以下に引き上げるものであります。

次に、3、軽自動車税につきましても、不申告に対する過料を3万円以下から10万円以下に引き上げるものであります。

4、たばこ税は、申告書を期限までに提出しない場合、新たに10万円以下の過料を設けるものであります。

5、特別土地保有税のアは、不申告に対する過料を3万円以下から10万円以下に引き上げるものであります。

次の3ページのイは、申告書を期限までに提出しない場合、新たに10万円以下の過料を設けるものであります。

次に、附則について説明いたします。

アは、寄附金税額控除の下限額を変更するものであります。これまでは5,000円を超える額が対象になっていましたが、所得税の控除額と同じく2,000円を超える額に引き下げられました。

イは、肉用牛を売却した場合の免税対象となる飼育牛の売却頭数要件を年間2,000頭から1,500頭に引き下げ、特例の適用期限を平成27年度まで延長するものであります。

ウは、高齢者向け優良賃貸住宅の固定資産税減額申請に係る添付書類の変更であります。

エ、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例から、次の4ページ、コ、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例までにつきましては、いずれも1ページの寄附金税額控除の改正に伴う規定の整備であります。

第2条による改正は、平成20年遠軽町条例第13号の改正でありまして、附則中、個人の町民税に関する経過措置の中の特例措置期限を2年間延長して、平成25年12月31日までとするものであります。

第3条による改正は、平成22年遠軽町条例第17号の改正であります。

アは、適用期日を平成25年1月1日から平成27年1月1日に改めるものであります。

《平成23年12月13日》

イは、町民税に関する経過措置の中の適用年度を平成25年度以後から平成27年度以後に改めるものであります。

次に、前の別紙の5ページに戻りまして、附則の施行期日について説明いたします。

この条例は、公布の日から施行しますが、一部規定については、ただし書きの中で別に施行期日を定めております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正が平成23年6月30日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページにあります遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

納税義務者等につきましては、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、社会保険診療報酬支払基金、自動車安全運転センターが所有するものに対して行われている都市計画税の特例措置を廃止するものであります。いずれも、本町での該当はございません。

附則は、地方税法の項変更に伴う規定の整備であります。

次に、前のページに戻りまして、附則の施行期日について御説明いたします。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第5号遠軽町税条例等の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件の採決を行います。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第5号遠軽町税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号遠軽町都市計画税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第12 議案第7号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石川民生部参与。

○民生部参与(石川弘美君) 議案第7号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について説明いたします。

議案第7号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について。

遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部を別紙のとおり改正するもので、所得税法及び地方税法の一部改正による保育所徴収金(保育料)に与える影響を生じさせないようにするため、本条例を定めるものであります。

所得税法及び地方税法の一部改正についてであります。16歳未満の年少扶養控除及び16歳以上23歳未満の特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止され、所得税については平成23年から、市町村民税については平成24年度から適用されますので、所得税額及び市町村民税額により決まります保育料に影響が生じるため、年少扶養控除及び特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分について改正がなかったものとして算定をするものであります。

次のページをお開き願います。

遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部を改正する条例。

第1条は、遠軽町保育所条例の一部改正でありまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、お開き願います。

第10条は、保育料に関する規定でありまして、第10条第1項の表、備考第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加えるものであります。

2号、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による徴収金(保育料)に与える影響を生じさせないように、1により計算した税額を調整するものとする。

別紙に戻りまして、第2条は、遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてでありま

《平成23年12月13日》

す。参考資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますが、改正の内容は、第1条、遠軽町保育所条例の一部改正と同じでありますので、説明は省略いたします。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われますので、民生常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 議案第9号から日程第15 議案第11号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第9号指定管理者の指定について、日程第14 議案第10号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）、日程第15 議案第11号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、以上議案3件は関連がありますので、一括して議題としたいと思います。

議案の審議に入る前に、地方自治法第117条の規定によって、関係する高橋義詔議員の退場を求めます。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

議案の上程順により、提出者の説明を求めます。

工藤社会体育課長。

○社会体育課長（工藤重雄君） 議案第9号の御説明の前に、指定管理者の指定に係る11月の各常任委員会で配付しました協議書に誤りがありましたので、訂正とおわびを申し上げます。

資料1の協議書8ページに、候補者選定結果の通知が平成23年8月下旬までと記載されておりますが、これは平成23年11月下旬までが正しく、ここに深くおわび申し上げます。

《平成23年12月13日》

ますとともに、御訂正いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第9号指定管理者の指定について御説明いたします。

公の施設、社会体育施設19施設について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、公の施設の名称は、遠軽町総合体育館、東体育館、社名淵体育館、豊里体育館、遠軽町武道館、えんがる温水プール、遠軽コミュニティセンター、瀬戸瀬コミュニティセンター、えんがる高齢者スポーツセンター、遠軽町青少年会館、えんがる球場、えんがる東球場、えんがるソフトボール球場、えんがる湧別川球技場、えんがる多目的広場、えんがる湧別川多目的広場、えんがるテニスコート、えんがるパークゴルフ場、瀬戸瀬パークゴルフ場であります。

2、指定管理者は、遠軽町大通北2丁目2番地27、特定非営利活動法人遠軽町体育協会、会長吉川紘であります。

3、指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

指定管理者の選定結果について御説明いたします。

1、公の施設の名称、2、指定管理者の名称等の（1）名称、（2）所在地でございますが、これは記載のとおりでございます。

（3）業務は、ア、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の維持管理に関する業務、イ、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の運営に関する業務、ウ、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の使用の許可に関する業務、エ、体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の使用の許可に係る料金の収受に関する業務、オ、体育及びレクリエーション活動の普及振興に関する業務、カ、その他、教育委員会が体育館、体育施設、コミュニティセンター及び青少年会館の管理上必要と認める業務であります。

3、指定の期間は、記載のとおりでございます。

4、指定管理料でございますが、平成24年度は1億3,407万1,000円、平成25年度は1億3,138万3,000円、平成26年度は1億3,178万4,000円、3年間で3億9,723万8,000円であります。

5、選定結果は、平成23年11月28日、指定管理者選定委員会を開催いたしまして、提出された申請書の審査をしてございます。

（1）非公募とした理由でございますが、遠軽町体育協会は、日常的に社会体育施設を利用し、町民が利用しやすい施設づくりを目指すために必要な施設の状況を十分把握して

《平成23年12月13日》

いる。

また、従前からスポーツの振興に積極的に取り組んでおり、社会体育施設の施設目的を最大に生かすことが期待される。さらに、非営利活動法人であるという点においても、教育施設である社会体育施設の管理運営を委任するにふさわしいことから、公募によらないことが適当であると判断したものでございます。

(2) 選定の理由は、申請団体から提出された申請書の内容について審査の結果、遠軽町社会体育施設の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、遠軽町社会体育施設の安定的な運営及び的確な管理を行うための計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでのスポーツ活動の推進と施設利用の実績を生かしながら、管理を安定して行う能力と組織体制を備えている点も評価されたため、特定非営利活動法人遠軽町体育協会を指定管理者の候補者に選定したものであります。

6、協定につきましては、指定の議決後に提出された申請書をもとに施設管理に係る細目的事項を協議し、協定を締結するものとしております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第10号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,961万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億8,861万5,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第3表 債務負担行為補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第4表 地方債補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、3,777万円追加し、総額を70億7,954万9,000円とするものであります。1項同額であります。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,438万2,000円追加、2項国庫補助金に7,867万2,000円追加し、総額を10億2,654万2,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に719万1,000円追加、2項道補助金に938万7,000円追加、3項委託金に8万8,000円追加し、総額を5億1,

《平成23年12月13日》

632万6,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては、252万5,000円追加し、総額を899万5,000円とするものであります。1項同額であります。

21款町債につきましては、1,960万円追加し、総額を15億1,580万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計135億1,900万円に1億6,961万5,000円を追加し、総額を136億8,861万5,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。2ページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に283万3,000円追加、4項選挙費を138万4,000円減額し、総額を30億6,317万8,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に5,522万8,000円追加、2項児童福祉費を43万8,000円減額し、総額を22億9,823万8,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に376万8,000円追加、2項清掃費を701万8,000円減額し、総額を10億2,325万円とするものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に1,000万円追加、2項林業費に313万9,000円追加し、総額を3億8,041万5,000円とするものであります。

8款土木費につきましては、6項住宅費に110万1,000円追加し、総額を18億6,338万6,000円とするものであります。

9款消防費につきましては、28万3,000円減額し、総額を7億969万9,000円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に358万2,000円追加、5項幼稚園費に108万7,000円追加し、総額を10億8,338万6,000円とするものであります。

11款災害復旧費につきましては、9,800万円追加し、総額を1億9,880万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計135億1,900万円に1億6,961万5,000円追加し、総額を歳入歳出同額の136億8,861万5,000円とするものであります。

次に、第2表、繰越明許費について御説明いたします。

繰越明許費につきましては、11款災害復旧費1項災害復旧費、上支湧別幹線更生橋災害復旧事業9,800万円は、9月2日発生 of 台風第12号により被害を受けた箇所の復旧工事に係る経費でありまして、年度内支出が見込めませんので、繰越明許費とするものであります。

4ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正について御説明いたします。

《平成23年12月13日》

債務負担行為補正の追加につきましては、遠軽町・湧別町・佐呂間町広域一般廃棄物処理施設基本構想等作成業務委託料は、遠軽町清掃センターごみ焼却施設の更新に必要な基本構想等の作成業務でありまして、債務負担行為の期間は平成23年度から平成24年度、限度額488万3,000円であります。

指定管理者制度による社会体育施設管理費用は、遠軽町総合体育館外18施設に係る指定管理費用でありまして、債務負担行為の期間は平成23年度から平成26年度、限度額3億9,723万8,000円であります。

なお、債務負担行為補正に係る調書につきましては、39ページに記載しておりますので御参照願います。

次に、第4表、地方債補正について御説明いたします。

地方債の追加につきましては、公共土木施設災害復旧事業、限度額1,960万円は、国庫補助事業であります上支湧別幹線更生橋災害復旧工事に係る追加であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

また、40ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。13ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費50万4,000円の減額につきましては、埋蔵文化財センターで大判コピー機を購入したことにより、当初予算計上分の支所コピー機借上料を減額するものであります。

5目財産管理費、本庁舎管理事業21万8,000円につきましては、庁舎暖房ボイラーの適切な水の管理を行うために必要となる硬水軟化装置及び薬剤注入器に係る薬液購入の追加であります。

12目エネルギー対策費、白滝発電所管理事業112万4,000円につきましては、えん堤補修工事でありまして、9月2日の大雨により発電所取水施設のえん堤天端コンクリート部分が剥離したことから、来春、融雪時の河川増水による剥離の拡大や決壊を防ぐために実施する工事請負費であります。

15目基金運営費、基金運営事業199万5,000円につきましては、指定寄附金11件及びふるさと納税寄附金3件によるまちづくり振興基金積立金の追加であります。

4項選挙費3目農業委員会委員選挙費、農業委員会委員選挙一般事務費138万4,000円の減額につきましては、執行精査であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業1,177万9,000円の追加につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴うものであります。老人保健事業16万4,000円につきましては、老人保健医療費交付金の精算による返還金の追加であります。後期高齢者医療事業779万6,000円につきましては、後期高齢者

医療広域連合負担金の確定による追加であります。

2目障害者福祉費、障害者福祉一般経費8万8,000円につきましては、厚生労働省が在宅の障害児、障害者等の生活実態とニーズを把握することを目的とした生活のしづらさなどに関する調査を町が受託して実施するものであります。財源は全額道支出金であります。障害者自立支援事業2,876万4,000円につきましては、日常生活用具給付事業扶助費及び身体障害者（児）補装具扶助費は、利用者の増により不足が見込まれることによる追加、身体障害者更生医療扶助費は実績見込みによる減額、介護給付費・訓練等給付費は、重度訪問介護利用者の増及びケアホーム、グループホーム利用者の家賃助成の開始による給付費の追加であります。

4目医療助成費、重度心身障害者医療費助成事業291万1,000円につきましては、重度心身障害者医療費扶助費の実績見込みによる追加であります。ひとり親家庭等医療費助成事業282万5,000円につきましては、手数料及びひとり親家庭等医療費扶助費に不足が見込まれることによる追加であります。乳幼児等医療費助成事業90万1,000円につきましては、乳幼児等医療費扶助費に不足が見込まれることによる追加であります。

2項児童福祉費2目児童措置費、子ども手当支給事業48万3,000円につきましては、子ども手当特別措置法施行に伴う子ども手当システム改修業務委託料の追加であります。

5目保育所費、保育所運営事業92万1,000円の減額につきましては、嘱託職員報酬及び報酬職分社会保険料の精査、及び臨時職員賃金に不足が見込まれることによる追加であります。

4款衛生費1項保健衛生費5目診療所費、医科診療所運営事業376万8,000円につきましては、生田原医科診療所に係る平成22年度下半期及び平成23年度上半期運営費が確定したことによる追加であります。平成22年度下半期運営費確定額1,487万2,000円、平成23年度上半期運営費確定額1,594万5,000円の合計額は3,081万7,000円でありまして、当初予算不足額を補正するものであります。

2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業634万6,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

3目し尿処理費、し尿処理事業67万2,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、小規模土地改良事業1,000万円につきましては、農地保全対策工事でありまして、道補助金の交付決定により学田地区普通河川清川の護岸工事を行うものであります。財源は、道補助金280万円を見込んでおります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

2項林業費1目林業振興費、有害鳥獣駆除事業313万9,000円につきましては、エゾシカ緊急対策の一環として、平成24年3月に自衛隊等の協力によるエゾシカ捕獲事

《平成23年12月13日》

業を実施することに伴うもので、自衛隊ヘリコプターによる偵察やスノーモービル等の特殊車両による捕獲個体の運搬及び北海道森林管理局による道路除雪などの協力により、短期で大量のエゾシカ捕獲を施行することによる有害鳥獣駆除報償金、普通旅費及び消耗品等の追加であります。手数料につきましては、自衛隊協力によるエゾシカ駆除150頭のほか、今年度当初から実施したヒグマ及びエゾシカの捕獲頭数及び残渣処理が予定頭数を超えたことによる追加であります。

8款土木費6項住宅費2目住宅建設費、町営住宅建設事業110万1,000円につきましては、平成24年度建設予定公営住宅の住宅性能評価等手数料の追加であります。

9款消防費1項消防費1目消防費、広域組合運営事業28万3,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合消防負担金の執行精査であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費305万2,000円につきましては、東小学校が神奈川県横須賀市で開催された第11回東日本学校吹奏楽大会に出場、及び南小学校が大阪府大阪市で開催された第30回全日本小学校バンドフェスティバルに出場したことにより、学校行事負担金に不足が見込まれますので追加するものであります。奨学資金貸付事業53万円につきましては、寄附金2件に係る奨学資金貸付基金繰出金の追加であります。

5項幼稚園費1目幼稚園費、幼稚園就園奨励事業108万7,000円につきましては、対象園児の増などによる幼稚園就園奨励費補助金の追加であります。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業9,800万円につきましては、白滝地域の上支湧別幹線更生橋災害復旧工事の追加であります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

次に、歳入について御説明いたします。戻りまして、9ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税3,777万円は、普通交付税の追加であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、社会福祉費負担金1,438万2,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金の追加であります。

2項国庫補助金5目教育費国庫補助金、幼稚園費補助金27万2,000円につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の追加であります。

6目災害復旧費国庫補助金、災害復旧費補助金7,840万円につきましては、上支湧別幹線更生橋災害復旧事業に係る公共土木施設災害復旧事業補助金であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金、社会福祉費負担金719万1,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金の追加であります。

2項道補助金1目総務費道補助金、総務管理費補助金275万4,000円につきましては、電源立地地域対策交付金の追加であります。

2目民生費道補助金、社会福祉費補助金293万円につきましては、ひとり親家庭等医

《平成23年12月13日》

療給付事業補助金等の追加であります。児童福祉費補助金48万3,000円につきましては、国の制度改正に伴う子ども手当システム改修事業補助金の追加であります。

5目農林水産業費道補助金、農業費補助金280万円につきましては、小規模土地改良事業交付金の追加であります。林業費補助金42万円につきましては、エゾシカ緊急対策事業交付金であります。

3項委託金5目民生費委託金、社会福祉費委託金8万8,000円につきましては、生活のしづらさなどに関する調査委託金であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金232万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、網走市、岡本直子様から2万円、西町3丁目、水野政次様から10万円、西町2丁目、佐久間ツヤ子様から10万円、川崎市、諏佐好則様から100万円、社会福祉振興資金として、愛知県、石田勝様から10万円、遠軽ライオンズクラブ会長、中島孝好様から10万円、リズムダンスレディーズ代表、河瀬美榮子様から4万円、奨学資金貸付資金として、西町2丁目、高倉美枝子様から3万円、福路1丁目、竹内徳治様から50万円、スポーツ振興資金として、南町3丁目、高橋久子様から10万円、遠軽軟式野球連盟会長、佐野和志様から3万円、大通北6丁目、二瓶孝雄様から10万円、文化振興資金として、仙台市、酒井謙介様並びに酒井紗耶佳様から10万円。

3目ふるさと納税寄附金20万5,000円の追加につきましては、京都市、川嶋好仁様から10万円、岩見沢市、遠田泰久様から5,000円、旭川市、大江清様から10万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところであります。

21款町債1項町債8目災害復旧費1,960万円につきましては、上支湧別幹線更生橋災害復旧事業に係る公共土木施設災害復旧事業債であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 別紙、赤番4、平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）に関する資料について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

小規模土地改良事業の位置及び内容について御説明申し上げます。

工事位置であります。学田地区、図面中央丸線部分でありまして、遠軽市街地より北へ2.5キロに位置する道道遠軽雄武線沿い学田地区遠藤地先で、社名淵川の支流である普通河川丸大川と合流する普通河川清川の最下流に位置する箇所であります。

大雨時または融雪時にのり面等の洗掘を繰り返しており、農地への浸食が進んでいるため、保全工事を行うものであります。

工事内容につきましては、のり面を護岸、護岸につきましては地形及び環境を配慮しまして、ふとんかご両岸二段積み、高さ1.4メートル、河床幅1.0メートル、延長、両岸ともに170メートルでございます。

《平成23年12月13日》

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 池田白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（池田博利君） 続きまして、災害復旧事業上支湧別幹線更生橋災害復旧工事について御説明申し上げます。

同じく赤番4、平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）に関する資料の2ページをお開き願います。

上支湧別幹線更生橋災害復旧工事の工事位置図であります。黒丸①の記載されているところが工事箇所であります。

事業量であります。右側をごらんください。

上部工、H鋼合成桁橋、延長25.75メートル、幅員6.5メートル。下部工、A1（逆T式橋台）1基、P1壁式橋脚補修1基。護岸工は、コンクリートブロック積工、練積です。延長は39メートル、面積が232平方メートルであります。連節ブロック工ですけれども、延長が16メートル、面積が401平方メートルであります。4トンブロック111個を使用する予定であります。お目通しを願いたいと思います。

3ページをごらんください。

3ページは橋梁一般図でございます。左上が橋梁側面図、左下が平面図、右上が断面図であります。各図面のうち、色が濃くなっている部分が橋梁部の施工となるところで、薄く色がついている部分が護岸部の施工となるところであります。

なお、左上の橋梁側面図の右側、既設部と記載してあります色のついていない部分、支湧別川左岸川の橋台と左岸部の上部工は被災されなかったため、現状のまま使用いたします。支湧別川右岸川は洗掘が大きかったため、現在の道路まで橋梁延長が延びて施工することになります。これにより、被災前の橋梁延長30.9メートルが、復旧後、橋梁延長41.2メートルとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 11時40分まで、暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第11号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を御説明いたします。

平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,573万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,318万6,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたしま

《平成23年12月13日》

す。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金に 8 8 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、2 項国庫補助金に 8 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 6 億 5 1 1 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

6 款道支出金につきましては、1 項道負担金に 5 7 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、2 項道補助金に 6 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 億 2, 1 0 3 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

7 款共同事業交付金につきましては、8, 4 9 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 3 億 3, 9 9 6 万 5, 0 0 0 円とするものであります。1 項同額です。

9 款繰入金につきましては、1, 1 7 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 3 億 4, 2 8 2 万 1, 0 0 0 円とするものであります。1 項同額です。

1 0 款繰越金につきましては、2, 2 9 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 2, 4 0 7 万 5, 0 0 0 円とするものであります。1 項同額です。

これによりまして、歳入合計 2 6 億 7 4 5 万 4, 0 0 0 円に 1 億 3, 5 7 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 7 億 4, 3 1 8 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。2 ページをお開き願います。

2 款保険給付費につきましては、2 項高額療養費に 8 6 7 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 8 億 6, 5 6 5 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、4 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 7, 4 0 4 万 1, 0 0 0 円とするものであります。1 項同額です。

7 款共同事業拠出金につきましては、9, 6 4 1 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を 3 億 8, 5 6 7 万 1, 0 0 0 円とするものであります。1 項同額です。

1 0 款諸支出金につきましては、3, 0 1 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 3, 3 0 6 万 9, 0 0 0 円とするものであります。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計 2 6 億 7 4 5 万 4, 0 0 0 円に 1 億 3, 5 7 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 2 7 億 4, 3 1 8 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の 1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。8 ページをお開き願います。

3、歳出。

2 款保険給付費 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額療養費 8 6 7 万 5, 0 0 0 円につきましては、高額医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

3 款後期高齢者支援金等 1 項後期高齢者支援金等 1 目後期高齢者支援金 4 4 万 7, 0 0

《平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日》

0円につきましては、後期高齢者医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金2,285万2,000円につきましては、高額医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

同じく7款2目保険財政共同安定化事業拠出金7,356万5,000円につきましては、医療費の増額が見込まれるための追加であります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金、国民健康保険療養給付費等負担金返還金3,019万3,000円につきましては、平成22年度国民健康保険療養給付費等負担金の確定による返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、療養給付費負担金294万9,000円及び後期高齢者支援金負担金15万1,000円につきましては、医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

同じく3款2目高額医療費共同事業負担金571万3,000円につきましては、高額医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金81万9,000円の追加につきましては、普通調整交付金63万8,000円及び特別調整交付金18万1,000円の追加であります。

6款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金571万3,000円につきましては、高額医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

同じく6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金、北海道普通調整交付金54万6,000円及び北海道特別調整交付金9万円につきましては、医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金1,142万6,000円につきましては、高額医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

同じく7款2目保険財政共同安定化事業交付金7,356万5,000円につきましては、高額医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、その他一般会計繰入金1,177万9,000円につきましては、医療給付額の増額が見込まれるための追加であります。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金2,298万1,000円につきましては、前年度決算による追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第9号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、13ページから16ページ。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 14ページの白滝発電所管理事業についてお伺いをいたします。

現在は休止中でございますけれども、この施設については、脱原発の象徴的施設でもあるというふうに考えられます。そういったことで、ぜひ、存続に努力すべきだというふうに思いますけれども、存続については多額のお金がかかるということですが、補助対象にならないということなのですけれども、そのところを国の関係省庁及び道の関係者に、ぜひ町長の外交努力でもって何らかのお願いするように、強力に働きかけるべきだというふうに思います。その辺の考え方について1点お伺いします。

○議長（前田篤秀君） 池田白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（池田博利君） この件につきましては、補助制度がないということでございます。それで、先日も町長が全国町村長大会等に出席をしております、その場で補助制度等につきましては要望しているようでございます。何とかそういうことがつけば、発電所については継続していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） この発電所の国の支援措置についてでございます。

今の制度では、新たにつくるですとか、さらに今の発電量よりもふえた分については制度もありますよということでございまして、私どもには過疎債もこれについては使えないというような状況でありまして、これについては既に中央のほうに私も直接参りまして、おかしいのではないかと、自然エネルギーの量を確保するに当たって新しいものだけふやして量をふやすのも、今あるものがなくなってもふえないわけですから、そういったことで何とか新たな対策を講じてほしいということを既に強く要請済みだということを御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） その努力は買いたいと思いますが、なお、やっていると思いますけれども、この地域から国会議員も出ておりますので、そういう関係者に強力に訴えかけるといことも、やっていると思いますけれども、ぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 我々の地区から選出の国会議員の方にも、既に強力に要請済みでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、17ページから20ページ。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 20ページで1点、保育所運営事業92万1,000円の減額ですけれども、保育所に関する正職員が3月に退職しております。それで、なぜ今、この12月の定例会に減額の補正の上程があったのか、その辺を説明願います。

○議長（前田篤秀君） 石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） お答えいたします。

今回補正をいたしました報酬、共済費及び賃金につきましては関連がございますので、同時に提出しなければならないというふうに考えていたところであります。

賃金なのですけれども、賃金は、調理員ですとか清掃員、あるいは代替保育士に対する賃金でありまして、その多くは代替保育士の賃金が占めているところであります。現在、遠軽には8カ所の保育所がございまして、保育士、これは嘱託保育士も含めてなのですけれども、47名の保育士がおります。保育士が急にどんな理由で休まれるかわからないため、この時期に補正予算を計上したということで御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） そういう異動というのは年がら年じゅうあるのですけれども、正職員がことしの3月、前年度に退職しているわけですよ。先日の民生常任委員会のとときの説明では、数字がなかなか確定できなかったと、ここに来てほぼ固まったから上程しますということだったのですけれども、人件費の数字が確定するのは年度末ですよ。正職員が3月に退職しているのですよ。いいですか。そうしたら、その辺の調整というのは、臨時職員を雇うかパートにするかどうか別にして、もっと先に整理する時期があったのですよね。6月ですとか、少なくとも9月ですとか。なぜ今の時期だということですよ。40何人いるから、それぞれ動いているからとか何とかと言うけれども、それは方便ですよ。違いますか。もう少し私自身が納得できるように説明してください。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 失礼しました。正職員が退職したというふうに言いましたけれども、そうでなくて、嘱託職員が退職したということですね。それで、先日の常任委員会での説明は、人件費の増減がほぼ固まったから今回出しますということだったのですけれども、そうですね。人件費の増減が固まるのは3月31日、年度末に固まるのですよね、確定するのですよね。人件費ですから、4月からずっと、3月の予算のときに見込みで計上しますけれども、やろうと思ったら6月でもできたということですよ。それがなぜ今なのかということが、唐突でないかというのが私の疑問なのです。私の疑問がおかしいですか。その辺を説明してください。

○議長（前田篤秀君） 石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） もう一度説明をしたいと思います。少し詳しく説明をさせていただきます。

まず、報酬なのですけれども、報酬の減額につきましては、当初予定をされていた方が3月に急に体調理由ということで退職されましたので、この嘱託職員にかわりまして4月から臨時職員がその業務を行っております。今回の賃金の追加につきましては、今申し上げた臨時職員に切りかえた賃金の追加でございます。

それで、今何でこの時期にということをおっしゃいましたけれども、それにつきましては、先ほどの説明と重複いたしますけれども、報酬、共済費及び賃金につきましては、あくまでも私どもはセットという考え方でございまして、先ほど説明をいたしました、賃金の多くは代替保育士さんの賃金が占めてございます。それで代替保育士さんは、嘱託保育士及び正職員の保育士さんが休んだときに、代替保育士さんがこれにかわって保育を行うということでございまして、現在47人もの保育士さんがおりますので、これらの方が急に休まれますと、例えば病気で長期入院されると予算に大きく影響を及ぼすため、12月、この時期に補正予算を計上したということでございますので、御理解をいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 1時まで暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） 先ほどの荒井議員の質問にお答えをいたします。

嘱託職員がやめられた後、それにかわる嘱託職員を探してはみたのですけれども、適任

《平成23年12月13日》

者が見つからなかったため、臨時職員に切りかえたということでございます。

以上であります。

- 議長（前田篤秀君） 4款衛生費、21ページから24ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6款農林水産業費、25ページから28ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 8款土木費、29ページから30ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 9款消防費、31ページから32ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10款教育費、33ページから36ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 11款災害復旧費、37ページから38ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
10款地方交付税、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 14款国庫支出金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 15款道支出金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 17款寄附金、9ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 21款町債、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、債務負担行為補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第4表、地方債補正、5ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

《平成23年12月13日》

2 款保険給付費、8 ページから9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3 款後期高齢者支援金等、10 ページから11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7 款共同事業拠出金、12 ページから13 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10 款諸支支出金、14 ページから15 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

3 款国庫支出金、6 ページから7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6 款道支出金、6 ページから7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7 款共同事業交付金、6 ページから7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9 款繰入金、6 ページから7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10 款繰越金、6 ページから7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第9号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

《平成23年12月13日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りいたします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長(前田篤秀君) 本日は、これをもって延会といたします。

午後 1時02分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田 篤秀
署名	議員	林 照雄
署名	議員	奥田 稔

《平成23年12月13日》